

医薬第 2072 号
平成29年11月 1日

各関係団体の長様

北海道保健福祉部長

平成29年度「医療安全推進週間」の実施について

のことについて、厚生労働省から別添「平成29年度医療安全推進週間実施要綱」に基づき、本週間を実施する旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、普及・啓発用ポスターを同封しますので、窓口における掲示、貴会事業等の折に御活用いただくななど御協力をお願いします。

また、ポスターの図案につきましては、次のホームページからダウンロード出来ますのでお知らせします。

なお、都市医師会及び歯科医師会に対しては、保健所設置市及び(総合)振興局保健環境部(地域保健室)から別途周知することとしておりますので申し添えます。

記

○ 厚生労働省医療安全推進週間のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/torikumi/iryouanzen17.html>

地域医療推進局医務薬務課
医務薬務G 主査(医療安全) 矢元
電話 011-204-5989(内線 25-351)

医政発0720第9号
平成29年7月20日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

○ 「医療安全推進週間」の実施並びに後援依頼について

医療安全対策の推進については、平素から格別の御協力、御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

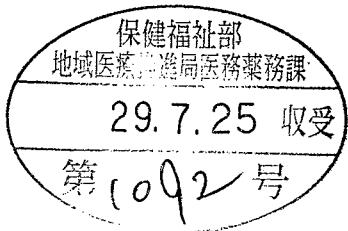
さて、厚生労働省におきましては、平成13年度より毎年11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置付け、各都道府県をはじめとする関係各位の御後援のもと、様々な事業を実施しているところですが、本年度においても、別紙1の実施要綱により、医療安全対策の普及・啓発活動を全国的に実施することいたしました。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨にご賛同いただくとともに、医療安全支援センターに設置されている医療安全推進協議会等、関係団体等と連携のうえ、十分効果があげられるよう御配慮願います。

なお、後援団体として御賛同いただけましたら、お手数ながら別紙2を参考に8月18日(金)までに御回答くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

○ <照会先>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 神宮寺
代 表 03-5253-1111 (内線:2579)
直 通 03-3595-2189
F A X 03-3501-2048
e-mail : jinguuji-hideaki@mhlw.go.jp



平成29年度「医療安全推進週間」実施要綱

1 目的

医療安全の確保は医療政策の最も重要な課題の一つであることから、医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに、国民の理解と認識を深めることを目的とし、平成13年度から11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置づけ、医療安全対策の推進を図っているところである。

2 期間

毎年、11月25日（いい医療に向かってGO）を含む1週間とする。

平成29年度については、11月19日（日）～11月25日（土）とし、実施期間については、地域の実情に応じて変更できるものとする。

3 主催

厚生労働省

4 後援団体（予定）

（別添）

5 実施方針

平成17年6月、医療安全対策検討会議において、「今後の医療安全対策について」（報告書）が取りまとめられた。この報告書には、①医療の質と安全性の向上、②医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止策の徹底、③患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を重点項目とし、早急に対応するべき課題と施策が掲げられている。

特に当面取り組むべき課題として、「国及び自治体が、あらゆる機会をとらえて、患者、国民の医療への主体的な参加を促すため、必要な知識と情報を提供するとともに、その意義等についての理解を求めるための啓発普及活動を行う」ことが提言されている。

これらを踏まえ、医療安全推進週間においては、「医療事故を防止するために、患者、国民との情報共有を図り、患者国民の主体的参加を得て、医療関係者が共同で行動すること」を念頭に、各種取り組みを実施することとする。

1) 重点事項

- ① 医療従事者の医療安全に関する意識向上
- ② 医療機関における医療安全のための組織的な取組の推進
- ③ 医療関連サービス関連団体、医薬品・医療機器等製造団体等における医療安全に関する取組の推進
- ④ 医療安全に関する国民の理解及び主体的参加の促進

2) 実施する行事等

- ① 医療事故の防止に関するポスターの掲示、リーフレットの配布等
- ② 医療関係者に対する講習会、研修会等の実施
- ③ 国民に対する医療安全に関するシンポジウム等の開催
- ④ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌及び広報誌等による広報

6 本省における対応

本省ホームページ上での告知やポスターの配布等を通じて、同週間の周知を行う。

7 各地方厚生（支）局における対応

医療安全に関するワークショップ等

- 1) 目的：医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、病院の安全管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的とする。
- 2) 対象：主として医療従事者
- 3) 備考：本ワークショップは、各地方厚生（支）局において、概ね11月～12月の期間に実施予定。ワークショップの日時、場所、受講者の募集等については、各地方厚生（支）局から都道府県等あて通知。

文部科学省	一般社団法人日本医療機器産業連合会
各都道府県	公益財団法人日本医療機能評価機構
独立行政法人国立病院機構	一般社団法人日本医療法人協会
独立行政法人労働者健康安全機構	一般社団法人日本衛生検査所協会
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	公益社団法人日本看護協会
国立研究開発法人国立がん研究センター	公益社団法人日本歯科医師会
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	公益社団法人日本歯科衛生士会
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	公益社団法人日本歯科技工士会
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	一般社団法人日本私立医科大学協会
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	公益社団法人日本精神科病院協会
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	一般社団法人日本精神科看護協会
独立行政法人地域医療機能推進機構	日本製薬団体連合会
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	日本赤十字社
社会福祉法人恩賜財団済生会	一般社団法人日本病院会
一般財団法人医療関連サービス振興会	一般社団法人日本病院寝具協会
健康保険組合連合会	一般社団法人日本病院薬剤師会
国家公務員共済組合連合会	公益社団法人日本診療放射線技師会
一般財団法人船員保険会	公益社団法人日本薬剤師会
公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会	一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
全国厚生農業協同組合連合会	公益社団法人日本臨床工学技士会
公益社団法人全国自治体病院協議会	社会福祉法人北海道社会事業協会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	一般社団法人日本医療安全調査機構
公益社団法人全日本病院協会	
公益社団法人日本医師会	
公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会	